

2027 年度海外留学支援制度(大学院学位取得型)

募集要項補足 Q&A

目次

1. 応募方法.....	Q1~Q3
2. 支援対象となる留学計画	
2-1. 対象となる大学及び対象国・地域.....	Q4~Q5
2-2. 対象課程.....	Q6~Q11
2-3. 支援期間・支援開始・支援終了.....	Q12~Q18
3. 資格要件	
《応募時に満たすべき要件》	
3-1. 応募者身分.....	Q19~Q23
3-2. 学歴.....	Q24~Q28
3-3. 語学要件.....	Q29~Q36
3-4. 成績要件.....	Q37~Q45
3-5. 取得予定学位.....	Q46~Q47
3-6. 推薦状.....	Q48~Q50
《支援開始までに満たすべき要件》	
3-7. 入学許可書.....	Q51~Q53
3-8. 職歴.....	Q54
《その他要件》	Q55
4. 留学計画の変更.....	Q56~Q58
5. 支援内容.....	Q59~Q62
6. 審査方法.....	Q63~Q68
7. 特別枠.....	Q69~Q74

1. 応募方法

Q-1 大学取りまとめ応募と個人応募のどちらで応募したら良いかわかりません。

A-1 以下のどちらに当てはまるか確認してください。

【大学取りまとめ応募】

- ・日本の大学／大学院に在籍中の場合
- ・日本の大学／大学院を卒業した場合

【個人応募】

- ・日本の高等専門学校専攻科を修了した場合
- ・日本の大学／大学院に在籍したことがない場合
- ・日本の在籍（卒業）大学／大学院が取りまとめを行わない場合



募集要項 1 ページ

Q-2 「博士」の応募区分で応募します。学士課程と修士課程で異なる大学を卒業した場合、どちらの大学に取りまとめを依頼すれば良いですか？

A-2 どちらでも構いません。

取りまとめを引き受けてくれる大学に依頼してください。



募集要項 1 ページ

Q-3 願書において、専攻内容が2つの専門分野に該当し、それぞれ「審査分野」が自然科学分野と人文・社会科学分野で異なります。どのように申請すれば良いですか？

A-3 より近い方の専門分野を選択してください。

審査分野は原則、選択した専門分野に基づき決まります。

※研究内容等により、専門分野に基づく審査分野とは別の分野での審査を希望する場合は、「様式1（願書）」の「審査希望分野の選択理由」欄にその理由を入力の上申請してください。

※自然科学分野と人文・社会科学分野では審査員が異なります。

2. 支援対象となる留学計画

2-1. 対象となる大学及び対象国・地域

Q-4 応募できる大学に指定はありますか？

A-4 通常の応募枠についてはありません。

※特別枠については指定があります。特別枠への申請を希望する場合は、Q-69～74を参照してください。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 1.対象となる大学

Q-5 海外の大学の日本校は支援対象になりますか？

A-5 支援対象外です。

諸外国等に所在する大学への留学ではないので、支援対象外です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 2.対象国・地域

2-2. 対象課程

Q-6

学士号取得後、修士課程への出願に必要なHonors Bachelorの課程へ進学します。支援対象になりますか？

A-6

「修士」以上の学位ではないため、支援対象外です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-7

学士・修士一貫課程で、学士号と修士号を取得見込みです。修士課程の期間は支援対象になりますか？

A-7

条件により異なります。

学士と修士の学位が両方授与される場合で、学士課程と修士課程の期間が明確に分かれている（原則、学士課程の修了後に修士課程が開始となる）場合、修士課程の期間は支援対象となります。ただし、支援期間開始までに「学士」の学位を取得している必要があります。学士と修士の学位が同時に授与される場合は支援対象外です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-8

海外の複数の大学が協同で実施する大学間共同学位プログラム（ダブルディグリー・プログラムやジョイントディグリー・プログラム）で留学する場合は支援対象になりますか？

A-8

条件により異なります。

以下の全てに該当する場合は、大学間共同プログラムとして本制度の支援対象となります。
※応募書類には、一つの留学計画として記入します。

- ①個人でアレンジしたプログラムではなく、大学同士が協同で実施するプログラムであること
- ②それぞれの大学が、単独でも、修士号又は博士号（希望する学位）の授与が可能であること
- ③支援期間開始までに、学位が授与される全ての大学の入学許可を得ることが可能であること



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-9

日本の大学と海外の大学が協同で実施する大学間共同学位プログラム（ダブルディグリー・プログラムやジョイントディグリー・プログラム）で留学する場合は支援対象になりますか？

A-9

条件により異なります。

A-8の条件を全て満たしている場合は、支援対象です。

ただし、支援期間は海外の大学への留学期間のみです。

※支援期間については、採用後の支援開始手続きで確定します。

※留学期間終了時ではなく、日本の大学での学修・研究活動終了後に留学先大学の学位を取得する場合は、「募集要項 IV 資格要件（2）」の「留学期間終了後」を「学位取得後」に読み替えてください。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

Q-10 芸術分野（美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等、映画、メディア芸術）の専攻で、学位取得を希望しています。支援対象になりますか？

A-10 条件により異なります。

芸術分野において主に実技科目履修（主な履修が学術的な学修や研究以外）により学位を取得する場合は、本制度の支援対象外です。文化庁が実施する「新進芸術家海外研修制度」の対象となる場合がありますので、詳しくは文化庁のウェブサイトで確認してください。

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shinshin/kenshu/>



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程



Q-11 留学希望先はオンラインでの授業や論文指導のみです。支援対象になりますか？

A-11 条件により異なります。

受講する場所が日本であるか、海外であるかに関わらず、通信・遠隔教育（完全オンラインでの授業や指導教員による研究指導・論文指導等）により提供される課程は諸外国等に所在する大学への留学とは見なせないため、支援対象外です。ただし、完全オンラインであっても、日本以外の諸外国等に滞在することを留学先大学が必須で定めている場合は支援対象です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 3.対象課程

2-3. 支援期間・支援開始・支援終了

Q-12 留学希望先は学位取得まで最短で2年半の修士課程で、第1学年からの支援希望です。支援期間はどのようになりますか？

A-12 支援期間は2年となります。

本制度では正規課程（学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程）の学生として留学先大学が定める学位取得に必要な最短期間（標準修業年限）を支援しますが、「修士」の区分での支援期間は上限2年（24か月）です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

Q-13 既に留学中で、学位取得まで最短で2年の修士課程です。第2学年からの支援を希望しています。支援対象になりますか？

A-13 支援対象です。

本制度の支援期間は正規課程（学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程）の学生として留学先大学が定める学位取得に必要な最短期間（標準修業年限）となります。

標準修業年限内であれば、第2学年以降からでも支援対象です。

※申請及び審査は新たに留学を開始する応募者（第1学年からの支援希望者）と同様に行います。

採用された場合は、2027年度（2027年4月から2028年3月まで）における新たな学年の学修・研究活動の開始月から支援します。

※学年の区別が明確でない場合は、当該課程（プログラム）での学修・研究活動開始月を起点として12か月を1学年と見なします。

例）2026年9月から学修・研究活動開始した場合の支援開始月は、2027年9月です。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

Q-14 既に留学中で、学位取得まで最短で2年の修士課程です。第2学年からの支援を希望していますが、1年間のインターンシップ（任意）を行う場合は学位取得まで3年かかります。支援期間はどのようになりますか？

A-14 支援期間は1年となります。

支援期間内であればインターンシップの期間も支援対象としますが、本制度の支援期間は正規課程（学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程）の学生として留学先大学が定める学位取得に必要な最短期間（標準修業年限）となります。

※留学先大学を休学してインターンシップを行う場合は採用取消し（支援期間中の場合は、その時点で支援終了）となります。

※支援期間は、採用後の支援開始手続き時に確定します。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

Q-15 既に留学中で、学位取得まで最短で3年の博士課程です。最終学年が2027年3月に始まり、2028年2月に終了します。支援対象になりますか？

A-15 支援対象外です。

2027年度（2027年4月から2028年3月まで）に新たな学年の学修・研究活動が始まる場合が支援対象です。学年の途中からの支援はできません。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

Q-16 既に留学中で、学位取得まで最短で3年、在学年限が6年の博士課程です。第4学年からの支援を希望しています。支援対象になりますか？

A-16 支援対象外です。

本制度の支援期間は正規課程（学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程）の学生として留学先大学が定める学位取得に必要な最短期間（標準修業年限）となります。標準修業年限を超えて支援することはできません。

※標準修業年限は、在学年限（在学可能な年限）ではありません。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

Q-17 既に留学中で、学位取得まで最短で3～4年の博士課程です。第2学年からの支援を希望していますが、修士課程で所定の単位を修得している場合等を除き、3年で学位を取得することは不可能です。一般的に学位取得まで4年かかります。支援期間はどのようになりますか？

A-17 留学先大学発行書類にて、学位取得まで最短4年であることが確認できた場合、支援期間は3年となります。

本制度では正規課程（学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程）の学生として留学先大学が定める学位取得に必要な最短期間（標準修業年限）を支援します。標準修業年限の根拠書類として留学先大学が発行する公式文書を確認します。

※支援期間は、採用後の支援開始手続き時に確定します。



募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

Q-18	既に留学中で、学位取得まで最短で3年の博士課程です。第3学年からの支援を希望していますが、4年目に1年間の“writing up period（論文執筆期間）”が認められています。支援期間はどのようになりますか？
A-18	支援期間は1年となります。 本制度の支援期間は正規課程（学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程）の学生として留学先大学が定める学位取得に必要な最短期間（標準修業年限）となります。 標準修業年限を超えて支援することはできません。 例）英国の大学院で標準修業年限後に設けられている“writing up period（論文執筆期間）”は支援対象外です。  募集要項 III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

3. 資格要件

《応募時に満たすべき要件》

3-1. 応募者身分

Q-19	応募時は日本国籍でしたが、支援期間中に国籍を変更しました。継続して支援を受けることは可能ですか。
A-19	いいえ。 支援期間中に、日本国籍を放棄した時点で支援を終了します。 ※日本への永住許可が取り消された場合も同様の取扱いとします。  募集要項 IV 資格要件

Q-20	過去の応募で不合格になりました。再応募はできますか？
A-20	応募できます。  募集要項 IV 資格要件

Q-21	過去に採用されましたが、辞退しました。再応募はできますか？
A-21	応募できます。 ※支援期間開始前の辞退、支援期間中の辞退、どちらであっても可能です。  募集要項 IV 資格要件

Q-22	現在、「修士」の区分で採用されています。博士課程へ進学するにあたり、「博士」の応募区分での再応募はできますか？
A-22	応募できます。  募集要項 IV 資格要件

Q-23

現在、「博士」の区分で採用されています。2027年度に始まる新たな学年からの支援のために、再応募できますか？

A-23

条件により異なります。

学位取得に必要な最短期間（標準修業年限）内で、支援対象となる期間が1学年以上ある場合は、再応募できます。ただし、2027年度以降に、現在の支援期間が1学年以上残っている場合は、再応募することはできません。



募集要項 IV 資格要件

3-2. 学歴

Q-24

2027年4月以降に大学学部を卒業予定です。応募できますか？

A-24

支援期間開始時まで「学士」の学位を取得可能である場合は、応募できます。

応募時は卒業見込みの場合も応募できます。

※採用後の支援開始手続き時に、学士号取得証明書（卒業証明書）の提出が必要です。



募集要項 IV 資格要件(5)

Q-25

国内の高等専門学校専攻科を修了（見込み）です。応募できますか？

A-25

支援期間開始時まで「学士」の学位を取得可能である場合は、応募できます。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構によって「学士」の学位を授与されている者、又は同機構に「学士」の学位の授与を申請中若しくは申請予定であれば応募できます。

※採用後の支援開始手続き時に、学士号取得証明書の提出が必要です。



募集要項 IV 資格要件(5)

Q-26

学士・修士一貫課程に在籍中で、学士号は授与されず、修士号のみ取得見込みです。「博士」の応募区分で応募できますか？

A-26

応募できます。

支援期間開始までに「学士」以上の学位を取得予定である場合は応募できます。

※学士号を取得せず、修士号のみを取得する場合も対象です。



募集要項 IV 資格要件(5)

Q-27

日本の大学院を休学し、海外の大学院へ留学します。応募できますか？

A-27

応募できます。

ただし、学位取得を目的として、正規課程（学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程）に入学する場合に限ります。



募集要項 IV 資格要件(5)、VII 応募方法 4.応募書類⑪

Q-28	既に留学中で、第2学年からの支援を希望しています。入学したばかりで「修了見込み証明書」を提出できません。代わりにどのような書類が必要ですか？
A-28	<u>「在籍証明書」を提出してください。</u> ※在籍証明書の提出も難しい場合は、「入学許可書」を提出してください。 ※留学先大学情報の根拠書類としても、「在籍証明書」又は「入学許可書」を提出する必要があります。  募集要項 IV 資格要件(5)(7)、VII 応募方法 4.応募書類⑪

3-3. 語学要件

Q-29	有効期限を過ぎた語学能力試験結果でも認められますか？
A-29	<u>認めます。</u>  募集要項 IV 資格要件(6)
Q-30	期間限定で特別に実施されていた「IELTS Indicator」や「TOEFL iBT® Special Home Edition」、オンラインで受験できる「IELTS Online」や「TOEFL iBT® Home Edition」は、語学能力試験結果として認められますか？
A-30	<u>認めます。</u> ※IELTSの場合はAcademic Moduleの試験結果以外は認めません。  募集要項 IV 資格要件(6)
Q-31	TOEFLは、My Best Scores でも認められますか？
A-31	<u>認めません。</u>  募集要項 IV 資格要件(6)
Q-32	IELTSのOne Skill Retakeのスコアは認められますか？
A-32	<u>認めます。</u>  募集要項 IV 資格要件(6)
Q-33	留学先大学での主たる使用言語が、第1希望ではフランス語、第2希望では英語です。両方の語学能力試験結果の提出が必要ですか？
A-33	<u>必要です。</u> 以下のような場合は両方の言語で本制度の資格要件（語学要件）を満たしている必要があります。 ・留学先大学での主たる使用言語が第1希望と第2希望で異なる場合 ・留学先大学での主たる使用言語が2言語ある場合（大学への入学において両方の言語の語学要件有り）  募集要項 IV 資格要件(6)

Q-34 募集要項に記載されている語学要件は満たしていますが、留学希望先への入学において必要となる語学要件は満たしていません。応募できますか？

A-34 応募できます。



募集要項 IV 資格要件(6)

Q-35 留学希望先からは語学能力試験結果の提出を求められていませんが、語学能力試験結果の提出は必要ですか？

A-35 必要です。

留学希望先の語学要件に関わらず、応募者は本制度の資格要件（語学要件）を満たしている必要があります。

※いかなる場合でも本制度の資格要件が免除となることはありません。



募集要項 IV 資格要件(6)

Q-36 既に留学中で、第2学年からの支援を希望しています。留学希望先に合格している場合（在籍中）でも、語学能力試験結果の提出は必要ですか？

A-36 必要です。

応募者は本制度の資格要件（語学要件）を満たしている必要があります。

※いかなる場合でも本制度の資格要件が免除となることはありません。



募集要項 IV 資格要件(6)

3-4. 成績要件

Q-37 提出する学業成績証明書は、非公式のものでも良いですか？

A-37 いいえ。非公式書類は認められません。

原則、大学が発行した公式の学業成績証明書を提出してください。ただし、公式の学業成績証明書を提出できないやむを得ない事情がある場合に限り非公式のものでも受け付けますので、大学発行の根拠書類又は事情書（様式任意）と併せて提出してください。



募集要項 IV 資格要件(7)、VII 応募方法 4.応募書類⑫⑬

Q-38 いつの成績証明書を提出すれば良いですか？

A-38 大学学部以降に在籍した全ての課程の成績証明書を提出してください。

応募時に判明している全ての成績を提出する必要があります。

※中途退学した場合や応募時に休学している場合も含みます。

※在学中の場合は、応募時に判明している分まで提出してください。



募集要項 IV 資格要件(7)、VII 応募方法 4.応募書類⑫⑬

Q-39

学士課程終了後、修士課程の途中で休学や中退しました。直近の修士課程の成績証明書の提出は必要ですか？

A-39

必要です。

学士課程での成績 と修士課程の成績（成績が判明している分まで）を提出してください。修士課程での成績（成績が判明している分まで）がGPAの算出対象となります。

ただし、修士課程の前期の途中で中退したため、成績がつかない等の場合は、事情書（様式任意）を併せて提出することで、1つ前の学士課程の成績をGPAの算出対象とすることができます。



募集要項 IV 資格要件(7)、VII 応募方法 4.応募書類⑫⑬

Q-40

学士課程において1年間他大学に交換留学をしました。留学中の現地の成績証明書の提出は必要ですか？

A-40

不要です。

在籍が派遣元の大学にある場合、留学先で発行された成績証明書を提出する必要はありません。

※直近の在籍課程の成績について、留学時の成績が派遣元の大学の成績証明書に反映されていない場合、GPAの算出には含めません。



募集要項 IV 資格要件(7)、VII 応募方法 4.応募書類⑫⑬

Q-41

GPA算出対象となる成績について、いつの成績を計算すれば良いですか？

A-41

大学学部以降の直近の在籍課程の成績を計算してください。

大学学部卒業見込み者又は修士課程若しくは博士課程に在籍中の者は、原則、応募時に在籍している課程の成績がGPAの算出対象となります。

※入学したばかりで成績が判明していない場合は、1つ前の課程の成績がGPAの算出対象となります。



募集要項 IV 資格要件(7)、VII 応募方法 4.応募書類⑫⑬

Q-42

日本の大学院を休学し、海外の大学に留学中です。直近の在籍課程としてはどちらも該当します。両方の成績が判明している場合、どちらの成績を計算すれば良いですか？

A-42

入学時期が新しい方（海外の大学）の成績を計算してください。



募集要項 IV 資格要件(7)、VII 応募方法 4.応募書類⑫⑬

Q-43

直近の在籍課程の成績について、学士課程において第3学年から別の大学に編入しました。総在籍期間におけるGPAはどのように算出すれば良いですか？

A-43

卒業（卒業見込み）大学における成績を計算してください。

以前の大学の成績が反映されているかどうかに関わらず、卒業（卒業見込み）大学における成績がGPAの算出対象となります。

ただし、例えばA大学を中退しB大学に編入した場合、GPAの算出対象はB大学の成績ですが、A大学の成績（単位）がB大学の成績証明書に反映されていない場合は、A大学の成績証明書及び成績評価基準（Grading System）も提出する必要があります。



募集要項 IV 資格要件(7)、VII 応募方法 4.応募書類⑫⑬

Q-44 直近の在籍課程の成績について、学士課程においてダブルディグリー・プログラムのため2つの学士号を同時期に取得しました。成績証明書は2大学分ありますが、どのようにGPAを算出すれば良いですか？

A-44 それぞれの成績（GPの最大値4.00とした場合のGPA）より、以下の方法で計算してください。

＜計算方法＞

$$\left(\left[\text{A大学の成績} \right] \times \left[\text{A大学の総単位数} \right] + \left[\text{B大学の成績} \right] \times \left[\text{B大学の総単位数} \right] \right) \div \left(\text{A大学の総単位数} + \text{B大学の総単位数} \right)$$

※両方の成績について、成績証明書及び成績評価基準（Grading System）を提出する必要があります。

 募集要項 IV 資格要件(7)、VII 応募方法 4.応募書類⑫⑬

Q-45 直近の在籍課程の成績について、成績評価が認定単位（Pass/Fail 等）のみの場合、どのようにGPAを算出すれば良いですか？

A-45 全ての成績評価がPass/Fail のみの場合、PassはGP 4.00、FailはGP 0.00として計算してください。

※数科目のみ成績評価が認定単位（Pass/Fail 等）となっている場合は、その科目についてはGPAの算出に含めないでください。

 募集要項 IV 資格要件(7)、VII 応募方法 4.応募書類⑫⑬

3-5. 取得予定学位

Q-46 「留学希望先での取得予定学位が、取得済み学位と同分野かつ同レベル」とはどのような意味ですか？

A-46 例えば、既に経済学修士の学位を取得済みで、留学希望先において、同じ修士課程で同じ分野である経済学修士の学位を取得しようとする場合を指します。もし、支援を希望する学位と同じレベルの学位を取得済みで、分野が極めて近い場合には、これまで学修・研究してきた分野と同じではないことを別紙（様式任意）で説明してください。

※同じレベルの学位を取得済みで、同分野のコースワークからリサーチワークになる場合等も、「同分野かつ同レベル」に該当し、支援対象外です。

 募集要項 IV 資格要件(8)

Q-47 既に修士号を取得済みですが、別の分野の修士課程に進学予定です。支援対象になりますか？

A-47 支援対象です。

同レベルの学位取得を目指す場合であっても、異なる分野を学修・研究する場合は支援対象です。

※同分野でないことが明確な場合は、別紙（様式任意）での説明は不要です。

 募集要項 IV 資格要件(8)

3-6. 推薦状

Q-48 推薦状はどのような人に依頼すれば良いですか？

A-48 指導教員等の大学教員が望ましいです。

推薦者は、指導教員等の大学教員や職場の上司等、応募者の専門分野について十分な知識と高い見識を持ち、応募者の研究姿勢をよく知っている人物に限ります。



募集要項 VII 応募方法 4.応募書類⑭

Q-49 推薦状は1通でも応募できますか？

A-49 応募できません。

2名の推薦者が必要です。例外はありません。



募集要項 VII 応募方法 4.応募書類⑭

Q-50 3名に推薦状を依頼しても良いですか？

A-50 応募書類としては2通のみしか受け付けません。

応募者が提出する「様式1（願書）」に入力された推薦者2名からの推薦状が必要です。この2名以外から推薦状が提出された場合は、応募書類として取り扱いません。



募集要項 VII 応募方法 4.応募書類⑭

《支援開始までに満たすべき要件》

3-7. 入学許可書

Q-51 応募時には留学希望先からまだ入学許可を得られていなくても応募できますか？

A-51 応募できます。

ただし、支援期間開始までに留学先大学からの無条件入学許可を得ている必要があります。



募集要項 IV 資格要件(11)

Q-52 修士課程に進学予定です。留学希望先から、プレマスターコース（Pre-Master）の修了を条件とする「条件付き入学許可」を得ています。応募できますか？

A-52 応募できます。

ただし、支援期間開始までに留学先大学からの無条件入学許可を得ている必要があります。



募集要項 IV 資格要件(11)

Q-53 海外の大学同士で実施されるダブルディグリー・プログラムで、最初の1年をA大学、残りの期間をB大学で学修します。入学時はA大学の入学許可書のみ発行され、B大学に入学できるかどうかは分かりません。このプログラムで応募できますか？

A-53 応募できません。

ダブルディグリー・プログラムの場合は、支援期間開始までに、学位が授与される全ての大学の無条件入学許可書が必要です。



募集要項 IV 資格要件(11)

3-8. 職歴

Q-54 現在在職中です。応募できますか？

A-54 応募できます。

ただし、応募時又は留学するまでの間で企業等に雇用されていた場合は、支援期間開始までに退職している必要があります。支援開始手続き時に「退職証明書」の提出を求めます。

※正社員として勤務し、留学期間中にその企業等の契約社員等に身分を変更する場合や休職する場合は、「退職した」と見なせません。



募集要項 IV 資格要件(13)

《その他要件》

Q-55 支援期間中に、アルバイトをしても良いですか？

A-55 はい。

学修・研究活動に支障が出ない場合に限り、支援期間中に報酬を得ることは妨げません。

※留学先国・地域で報酬を得る活動をする際、業種・報酬金額・就労時間等に制限があることがあります。必要な査証や資格等にかかる法令の規定については必ず各自で確認の上、遵守してください。

※本制度の支援対象となる学生の身分で行う活動の一環として、留学先大学でTAやRA、学位取得に必要な研究活動等のために雇用され報酬を得ることについては、支援期間開始前及び支援期間中も認めます。



募集要項 IV 資格要件(14)

4. 留学計画の変更

Q-56 第3希望又は第4希望に記入した留学先大学における留学計画への変更であれば、無条件で再審査を受けられますか？

A-56 いいえ。

応募時に申請した留学計画からの変更は原則として認めません。再審査は審査のやり直しですので、変更せざるを得ないやむを得ない事情があり、第1希望・第2希望に記入した2校と同等又はそれ以上のレベルの大学であることや、第1希望・第2希望の留学計画と同等以上に留学成果をあげられるか、第1希望・第2希望の取得予定学位と同等以上であるか等、要件を全て満たす場合に限り申請が認められます。



募集要項 VII 応募方法 4.応募書類③

Q-57 第1希望～第4希望に記入した留学先大学における留学計画以外への変更を希望する場合の条件「変更先大学が明らかにそれら4校と同等又はそれ以上のレベル」はどうやって証明すれば良いですか？

A-57 客観的な指標を用いて証明してください。

例えば、最新のQS又はTimes Higher Educationのワールドランキング等のランクやオーバーオールスコアを用いて説明してください。



募集要項 VII 応募方法 4.応募書類③

Q-58 第1希望～第4希望に記入した留学先大学における留学計画以外への変更を希望する場合、「変更先大学が明らかにそれら4校と同等又はそれ以上のレベル」であることが証明できれば再審査に合格しますか？

A-58 いいえ。

変更先大学が「同等又はそれ以上のレベル」であることが証明できても、合格するわけではありません。留学計画や取得予定学位が同等以上であるか等も含めて、総合的に判断をして合否が決定します。



募集要項 VII 応募方法 4.応募書類③

5. 支援内容

Q-59 奨学金は毎年同じ金額が支給されますか？

A-59 変更となる可能性があります。

国費による奨学金のため、奨学金月額は、政府の各年度の予算成立状況により変更となる場合があります。



募集要項 V 支援内容

Q-60 定められた奨学金月額単価を変更することは可能ですか？

A-60 いいえ。

国・地域ごとに設定した奨学金月額を支給します。留学先大学から奨学金や報酬等を受給する場合や学費免除を受ける場合、他の奨学金等支給団体から奨学金等の支援を受ける場合等であっても、個別の状況に応じた奨学金月額の調整は行いません。



募集要項 V 支援内容

Q-61 奨学金とは別に授業料の支給はありますか？

A-61 ありません。

本制度では学修・研究活動に必要な経費を支援します。その範囲内において奨学金の使途に指定はありません。



募集要項 V 支援内容

Q-62 支援期間中にインターンシップやフィールドワークをすることは可能ですか？

A-62 可能です。

学位取得に必要な学修・研究活動の一環として行う場合は、当該期間も奨学金を支給します。
※奨学金月額は、その月に留学先にいない場合でも学位取得に必要な学修・研究活動をしていることを確認した上で支給します。
※奨学金月額は在籍する留学先大学の所在地に基づきますので変わりません。



募集要項 V 支援内容

6. 審査方法

Q-63 応募者の合格率はどのくらいですか？

A-63 機構のウェブサイトを参照してください。

過去の応募・採用状況を公開しています。

([プレスリリース]海外留学支援制度(大学院学位取得型) 応募・採用状況)

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/daigakuin/press.html



募集要項 VIII 審査方法

Q-64 審査では、何が重要視されますか？

A-64 審査基準は公表していません。

「募集要項 IV 資格要件」を全て満たしている者を対象に、書面審査及び面接審査で総合的に審査します。



募集要項 VIII 審査方法

Q-65 語学力や成績は審査に影響しますか？

A-65 総合的に審査します。

語学力や成績評価が高くても、研究計画及び修了後の進路計画等の実行性が乏しいと判断される場合には不合格になります。



募集要項 VIII 審査方法

Q-66 留学先大学のレベルが高い方が有利ですか？

A-66 総合的に審査します。

留学先大学のレベルが高くても、研究計画及び修了後の進路計画等の実行性が乏しいと判断される場合には不合格になります。



募集要項 VIII 審査方法

Q-67 第一次審査（書面審査）に合格した場合、願書に記入した第1希望及び第2希望の留学先大学における留学計画が支援対象として認められたということですか？

A-67 いいえ。全てが認められたとは限りません。

支援対象外の課程（例：取得予定学位が修士の学位又は博士の学位ではない場合等）については、審査対象となりません。また、支援対象外の期間（例：学年途中からの支援や標準修業年限後の期間（論文執筆期間等））については認められません。

※3月の採否結果で支援対象として認められた支援内容についてお知らせします。



募集要項 VIII 審査方法 1.第一次審査（書面審査）

Q-68 第二次審査（面接審査）の日程は希望を聞いてもらえますか？

A-68 希望は受け付けていません。

指定された日時を変更することもできません。



募集要項 VIII 審査方法 2.第二次審査（面接審査）

7. 特別枠

Q-69 特別枠と通常の応募枠の両方で応募することは可能ですか？

A-69 可能です。

特別枠に申請した者は通常の応募枠での応募者としても取り扱います。特別枠で不合格となった場合でも、通常の応募枠の方で合格となる可能性があります。

また、審査において特別枠の要件を全て満たしていないと判断された場合には、特別枠で申請された場合でも通常の応募枠での応募者として取り扱います。

※第一次審査（書面審査）合格者には結果通知で審査枠を、また最終合格者には3月の採否結果で採用枠をお知らせしますので確認してください。



募集要項 IV 資格要件(16)

Q-70

第1希望と第2希望の留学先大学における留学計画のうち、第1希望のみを特別枠で申請することは可能ですか？

A-70

可能です。

特別枠への申請は第1希望及び第2希望の留学先大学における留学計画についてそれぞれ申請する必要があります。

なお、第1希望と第2希望のうち、第1希望のみを特別枠で申請して採用された場合、実際の進学先が第1希望の場合は特別枠、第2希望の場合は通常の応募枠としての支援内容となります。

※最終合格者には3月の採否結果で採用枠をお知らせしますので確認してください。



募集要項 IV 資格要件(16)

Q-71

修士・博士一貫課程の第1学年からの支援を希望しています。特別枠への申請は可能ですか？

A-71

可能です。

修士・博士一貫課程で、最初に取得する学位が修士号である場合でも、特別枠に申請する場合は、「博士」の応募区分を選択してください。課程の途中で修士の学位を取得するかどうかに関わらず、博士の学位を取得するプログラムに在籍し最終的に取得する学位が博士号である場合は、特別枠への申請ができます。



募集要項 IV 資格要件(16)、III 支援対象となる留学計画 4.支援期間・支援開始・支援終了

Q-72

特別枠対象大学リスト（別紙4）に記載のない大学であっても、特別枠として申請できますか？

A-72

条件により異なります。

教育面を含めた総合的な指標を用いた直近3年以内の世界大学ランキング（総合ランキング又は分野別ランキング）で上位30位以内の大学であれば、特別枠として申請できます。

根拠書類として、留学先大学情報根拠書類の「様式2別添⑧特別枠対象大学」にランキングの該当箇所のスクリーンショットを貼付し、特別枠対象大学リスト（別紙4）の大学と同等又はそれ以上であることを明示してください。分野別ランキングを用いる場合は、研究テーマと合致したものを使用してください。

なお、世界の大学を対象とする一つのランキングで上位30位以内であることを示す必要があります。特定の地域や国等に限定したランキングを用いることや、複数のランキングを組み合わせで説明することはできません。



募集要項 IV 資格要件(16)

Q-73

特別枠に申請した場合、審査では、何が重要視されますか？

A-73

審査基準は公表していません。

募集要項のとおり、審査の評価項目は通常の応募枠と同様です。特別枠の資格要件を全て満たしている者を対象に、書面審査及び面接審査で総合的に審査します。



募集要項 VIII 審査方法

Q-74

特別枠で採用された場合で、もしも申請した大学に合格しなかった場合に、第1希望又は第2希望に記入した留学先大学における留学計画以外への変更は可能ですか？特別枠の取り扱いはどのようなになりますか？

A-74

条件により異なります。

応募時に申請した留学計画からの変更は原則として認めませんが、再審査については通常に応募枠と同様ですので、Q-56～58を参照してください。

ただし、特別枠としては、再審査では特別枠対象大学リストに記載がある大学以外への変更は認めません。再審査に合格して特別枠対象大学以外に進学する場合は特別枠の採用を取り消し、通常に応募枠での採用となります。また、再審査の際は、特別枠で採用されたということを踏まえて審査を行います。



募集要項 VII 応募方法 4.応募書類③